

令和4年度 近畿老人福祉施設協議会 災害対策委員会 取りまとめ資料
各団体 協定等一覧

本資料は、令和4年度 近畿老人福祉施設協議会災害対策委員会にて、委員および近畿各府県・指定都市老施協より情報提供いただいた内容を取りまとめたものです。協定内容等の詳細についてお知りになりたい場合は、各老施協事務局へお問い合わせください。

(令和4年12月5日時点)

No.	府縣市	締結先 (自治体等)	協定名称	締結日	協定趣旨・内容等
1	滋賀県老施協	滋賀県	災害時における高齢者福祉施設への支援に関する基本協定	平成27年3月27日	被災した高齢者福祉施設利用者や避難所で避難所生活をする高齢者の生活環境の確保および施設の安定的な運営を図ることを目的とする。
2			災害派遣福祉福祉チームの派遣に関する協定	令和2年3月31日	滋賀県災害福祉チーム（「しが DWAT」）の派遣に関する協定
3		県内会員施設ブロック長	災害時における施設間相互支援に関する協定書	H28年	災害発生時に、県内の7ブロックにおいて、当該ブロックに所属する施設が相互協力し支援を行うことにより、入所者の安全確保や施設の安全的な運営を図ることを目的とする。
4		県内会員施設ブロック長	災害時におけるブロック間相互応援に関する協定書	H28年	大規模災害発生時に、県内7ブロックのブロック構成施設だけでは対処できない場合において、滋賀県老施協およびブロックが連携して応援活動を迅速に遂行するための基本事項についての協定。 応援内容には、以下が含まれる。 職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、入所者の受け入れ 等
5	京都府老施協	京都府	京都府 DWAT に、京都府老人福祉施設協議会として参画・協力している。		
6	京都府老施協	各市町村	各市町村が福祉避難所として指定した施設については、市町村と個別に取り決めをされている。		
7	京都市老施協	京都市	福祉避難所の指定に係る協定書	H24年4月27日	京都市が京都市老協に加入する法人の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時において、災害救助法の規定による福祉避難所の設置及び管理運営を委託することを定める協定
8	京都府・市老協	京都府・京都市	感染症発生時における職員の派遣に関する覚書	R2年10月26日	京都府、京都市、京都府老協、京都市老協、京都府老健協が相互協力し、京都府内の介護施設およびその他の施設において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に職員を派遣することについての必要事項の覚書。登録者名簿の作成、派遣依頼、傷害補償等について記載。
9	大阪府社協 老人施設部会	大阪府	大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	H31年3月28日	DWAT に関する協定を、大阪府知事と、大阪府社協会長（及び8種別部会長）で締結した。 なお、平時は大阪府社協（経営者部会）が大阪府からの委託により養成研修を実施している。
10	大阪市老連	大阪市	福祉避難所・緊急入所施設締結	平成23年7月29日	『大阪市における災害時福祉避難所として介護・高齢福祉施設等を使用することに関する覚書』を大阪市と大阪市老人福祉施設連盟で締結。
11		各区役所	福祉避難所・緊急入所施設締結	平成23年8月12日	『大阪市における災害時福祉避難所として介護・高齢福祉施設等を使用することに関する覚書』を区役所と大阪市老人福祉施設連盟加盟施設で締結。
12		加盟施設間	災害時相互応援協定	平成27年より	加盟施設において、災害等が発生した場合、被災していない施設が被災施設利用者の受入れ、応援職員の派遣、物資の供給等、相互の応援を円滑に行うために必要な条項を定める。 大阪府を12ブロックに分け、令和27年度より2ブロックごとに訓練を実施。令和4年度で全てのブロックの訓練完了。（令和2年度コロナのため実施出来ず）

No.	府縣市	締結先 (自治体等)	協定名称	締結日	協定趣旨・内容等
13	堺市 (ハートピア堺)	自施設	施設 BCP		R3 年度の大阪府社協老人施設部会のモデル事業として作成。R4 年度中に報告書を作成。大阪府社協老人施設部会 WEB サイト (さくら草ネット) に掲載。
14	兵庫県老施協	兵庫県	災害時における高齢者福祉施設の 応援・協力に関する基本協定書	H26 年 3 月 28 日	兵庫県内において地震等の大規模災害が発生した場合に、被災した特別養護老人ホームや養護老人ホームをはじめとする高齢者福祉施設の利用者や被災地域の在宅要援護高齢者の安全で安心な生活支援を図るために、協議に必要な事項を定める。
15	神戸市老連	神戸市	災害時における福祉避難所の設 置運営に関する協定	H24 年 1 月 11 日	神戸市内に大規模災害が発生した場合において、神戸市老連加盟施設が福祉避難所を開設することに関しての必要な事項を定めたもの。
16			災害時における相互協力に関す る協定書	令和 3 年 3 月 26 日	神戸市内において災害発生時または発生する恐れがある場合に、被災地域の要支援者および神戸市老連の加盟施設の入所者・利用者に安全で安心な生活支援を提供するための必要事項について定めるもの。 ※費用負担に関する覚書 (令和 3 年 10 月 1 日)
17	奈良県老施協	奈良県、奈良県 社協	奈良県災害派遣福祉チームの派 遣に関する協定書 (DWAT)	令和 2 年 9 月 10 日	大規模災害発生時に、相互協力により奈良県災害福祉チームを避難所等に派遣し、要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより二次災害の防止を図ることを目的とする。
18	奈良県老施協	県内会員施設	災害初動時相互支援システム	平成 26 年～ (毎年度更新)	奈良県内にて災害発生時等に、県内の 5 ブロックにおいて、当該ブロックに所属する施設が相互協力し支援を行うことにより、入所者の安全確保や施設の安全的な運営を図ることを目的とする。
19	奈良県 (ゆあほうむ榛原)	宇陀市	災害発生時における福祉避難所 としての施設利用に関する協定 書	平成 28 年	宇陀市内に災害対策基本法が発生し際、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族を受け入れるための福祉避難所を設置するもの。
20	和歌山県老施協	和歌山県	災害時における地域地域の安心 の確保等に関する協定書	H22 年 10 月 25 日	災害発生時または発生の恐れがある場合及び平常時において、高齢者や障害者等支援を必要とする地域住民の安心を確保するために必要な事項を定めたもの。
21	和歌山県 (古座川園)	古座川町	災害発生時における福祉避難所 としての施設利用に関する協定 書	H25 年 4 月 3 日	災害発生時に、要支援者を受け入れるための福祉避難所を設置することに関する協定。